

さいたま市水道局告示第 130 号

高圧電気設備保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 7 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

高圧電気設備保守点検業務

(2) 履行場所

さいたま市見沼区御蔵 1567-1（東部配水場内）外 16 か所

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目（大分類）「点検・検査業務」内の営業品目（小分類）「受変電・非常電源・負荷・電気保安全管理」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市水道局物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 本入札の告示日において、平成 28 年度以降、国又は地方公共団体等を相手方として、高圧電気設備の点検業務を契約し、履行を誠実に完了した実績を有している者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札

システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和８年９月２４日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和８年９月２４日（木）（休日を除く午前９時から午後４時まで）

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　さいたま市水道局業務部管財課
電話　０４８（７１４）３０８０

(2) 交付日時

令和８年１０月１日（木）午前９時から午後４時まで

(3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒（角形２号封筒又はこれに類する寸法のもの）に１８０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札シ

システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）から令和 8 年 1 0 月 9 日（金）まで（持参の場合は、休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 送付先

〒 3 3 0 - 8 5 3 2 さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局業務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）午前 9 時 3 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局水道庁舎 2 階入札室

(4) 入札保証金

さいたま市水道局契約事務規程（平成 1 3 年さいたま市水道部企業管理規程第 3 4 号。以下「契約事務規程」という。）第 2 2 条第 1 項第 3 号の規定により免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第 2 4 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

契約事務規程第 2 7 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局業務部管財課
電話 0 4 8 （ 7 1 4 ） 3 0 8 0 F A X 0 4 8 （ 8 3 2 ） 3 3 3 6

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6 さいたま市水道局給水部配水課
電話 0 4 8 （ 7 1 4 ） 3 1 1 4 F A X 0 4 8 （ 8 3 2 ） 3 3 4 4

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、契約事務規程第 6 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、履行場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/004/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書による。